

川崎地域地域医療構想調整会議ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎地域地域医療構想調整会議設置要綱第6条の規定に基づき設置するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び検討事項)

第2条 川崎地域地域医療構想調整会議に、別表1に掲げるワーキンググループを設置する。
2 ワーキンググループでは、別表1に掲げる事項について検討する。

(構成員)

第3条 ワーキンググループは、別表2に掲げる者及び団体に属する者をもって構成する。
2 構成員の任期は平成32年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任構成員の任期は前任者の残任期間とする。
3 構成員は、再任することができる。

(座長)

第4条 ワーキンググループに、座長を置く。
2 座長は、構成員の互選により選出する。
3 座長は、ワーキンググループを総理し、代表する。

(会議)

第5条 ワーキンググループは、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。
2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年2月12日から施行する。

別表1（第2条関係）

| ワーキンググループ | 検討事項 |
|-------------------------------|--|
| 医療ツーリズムと地域医療との調和に関するワーキンググループ | (1) 川崎地域において医療ツーリズムが地域医療に与える影響及び課題の整理に関する事。 (2) 前号の課題への対応及び地域医療との調和に向けた仕組み等に関する事。 (3) 川崎地域における医療ツーリズムに係る既存病床数及び基準病床数の取扱いに関する仕組み等に関する事。 (4) その他川崎地域における医療ツーリズムに関する事。 |

別表2（第3条関係）

| ワーキンググループ | 構成員 |
|-------------------------------|---|
| 医療ツーリズムと地域医療との調和に関するワーキンググループ | (1) 神奈川県医師会 (2) 川崎市医師会 (3) 神奈川県病院協会 (4) 川崎市病院協会 (5) 川崎市健康福祉局医務監 |